

## 波田白樺ジュニアクラブ慶弔規程

(クラブ員)

第1 クラブ員の死亡又はけが及び病気等による入院の場合は、白樺ジュニアクラブより弔問又はお見舞いをする。

弔問又はお見舞いは、理事、指導者、役員及びクラブ員の中の代表者が行い、香典は 10,000 円、お見舞い金は 5,000 円を会より支出する。

(保護者)

第2 クラブ員の保護者(父・母)の死亡又はけが及び病気による入院の場合は、白樺ジュニアクラブより弔問又はお見舞いをする。

弔問又はお見舞いは、理事、指導者及び役員の中の代表者が行い、香典は 10,000 円、お見舞い金は 5,000 円を会より支出する。

(指導者・理事)

第3 指導者及び理事の死亡又はけが及び病気による入院の場合は、白樺ジュニアクラブより弔問又はお見舞いをする。

弔問又はお見舞いは、理事、指導者及び役員の中の代表者が行い、香典は 10,000 円、お見舞い金は 5,000 円を会より支出する。

(家の災害)

第4 クラブ員、指導者及び理事の家に災害があった場合は、白樺ジュニアクラブよりお見舞いをする。お見舞い金は、理事、指導者及び役員により協議して決める。

(実養父母、配偶者)

第5 クラブ員の保護者、指導者及び理事の実養父母が死亡した場合又は、指導者及び理事の配偶者が死亡した場合は、白樺ジュニアクラブより弔電を打つ。

(その他)

第6 その他、特別の場合は、理事、指導者及び役員により協議し決定する。

この規定は、平成 17 年 12 月 4 日より実施する。